

執筆者:

[E-mail](#) [今泉 勇](#)

[E-mail](#) [ハー・ホアン・ロック](#)

[E-mail](#) [マイ・ティ・ゴック・アン](#)

2022年1月11日、ベトナムの国会は、一連の改正(以下「改正法」という。)を可決した。2022年3月1日施行の改正法により、企業法、投資法、住宅法、特別消費税法、入札法、電気法、公共投資法、官民連携パートナーシップによる投資に関する法律(以下「PPP法」という。)及び民事執行法が改正された。

本ニューズレターでは改正内容の概要を説明する。

## 1. 企業法

### ● 株主総会における定足数の計算方法

改正前の企業法では、取締役及び監査役の選任に関する投票以外の事項は、出席株主の議決権総数の過半数又は65%以上の賛成により可決される旨規定されている。この点、改正法においては、出席し、「かつ、議決権を行使した」株主の票のみが定足数に含まれることとなった。

この改正は、出席した株主が株主総会の終了前に退出した場合、又は票(棄権票さえも)を投じなかった場合における定足数の計算方法につき対処するものである。改正法により、そのような株主の議決権は、株主総会の決議を可決するに当たって考慮に入れないことが明確になった。

### ● 社員総会及び取締役会の議事録を有効とするために必要な署名

改正前の企業法では、社員総会及び取締役会の議事録につき、それぞれ議長及び書記が署名することが、当該議事録が有効であるための要件であった。ただし、議長及び書記が署名を拒否した場合でも、社員総会又は取締役会の他の全ての出席者が議事録に署名した場合には、議事録は有効とされていた。この規定は、議長又は書記による権限の濫用を防止する上で有効であったが、社員総会又は取締役会で決議に反対票を投じた出席者が議事録への署名を拒否することによって議事録を無効にすることができ、その結果、決議の効力に重大な障害を及ぼすことが考えられた。

この状況に対処するため、改正法では、議長又は書記が議事録への署名を拒否した場合、社員総会・取締役会の出席者のうち、議事録を承認した者全員の署名があれば、議事録が有効であると規定している。

### ● 二名以上有限会社の出資者の権利義務にかかる規定の明確化

改正前の企業法では、二名以上有限会社の重要な権利及び義務(二名以上有限会社の解散又は破産時に、出資資本を売却又は贈与する権利、配当金を受領する権利、残余財産を受領する権利、及び出資金の全額を適時に支払う義務を含む。)は、社員総会の社員に付与されていた。社員総会の社員は法人である出資者の委任代表者が務める場合があるため、企業法上、二名以上有限会社の社員である法人出資者自身ではなく、その委任代表者(出資者が法人の場合に会社所有者

としての権利を行使し、義務を履行する者)が前述の権利及び義務を有するよう見え、混乱を招くものであった。

この懸念に対処するため、改正法においては、上記二名以上有限会社の重要な権利及び義務は、二名以上有限会社の委任代表者ではなく、法人である出資者自身に付与される旨がその条項のタイトルにおいて明確化された。

- 国営企業の中間財務諸表

改正法のもとでは、国営企業は中間財務諸表の監査を受ける義務を免除される。当該義務は、国営企業の管理に関する他の規則と整合していなかったところ、当該義務の免除により、規則間の不整合が解消され、かつ監査に対応する不必要な負担が軽減されるものと考えられる。

- 国防・安全保障企業(以下「DSE」という。)の再定義

政府によれば、国防省から割り当てられた国防・安全保障上の任務を遂行する企業は約 20 社あるが、企業法上、DSE は国営企業(国家が「直接的に」所有する企業)でなければならないことから、国家が国防・安全保障上の任務を遂行する企業を「間接的に」所有している場合については、当該企業は、これまで法律上のインセンティブを受けることはできなかった。

国防・安全保障上の任務を遂行する企業に対し、土地の賃借料の免除等のインセンティブを与えるために、改正法は DSE の定義を拡大し、国が全額出資する国営企業の子会社も含まれることとなった。

## 2. 投資法

- 原則承認(in-principle approval)を付与する省レベルの当局の権限の拡大

改正法は、原則承認の付与にかかる省レベルの当局の権限を次のとおり拡大する。

- (i) 市街地における住宅の建設について、省レベルの当局は、土地利用規模が 300 ヘクタール未満又は人口規模が 50,000 人未満の事業(従前の基準である 50 ヘクタール未満又は 10,000 人未満から引き上げられた。)の原則承認を付与することができる。上記の基準よりも大きな規模の市街地における住宅の建築に関する投資事業については、首相が原則承認を付与する単独の権限を有する。
- (ii) 遺跡の保護の範囲に属する投資事業について、省レベルの当局は、一定の国有遺産地区に所在する事業又は特定の制限開発区域内若しくはより広範な特別分類の市街地内にある特定の歴史的な市街地の区域内に所在する事業(当該事業の都市計画に基づき決定される。)に対して原則承認を付与することができる。他の全ての国有遺産地区又は世界遺産地区に所在する事業については、首相が原則承認を付与する単独の権限を有する。

- 新たな条件付投資分野

改正法において、サイバーセキュリティ関連商品・サービスの取引(サイバー情報セキュリティ及び民間の暗号技術に関する商品・サービスの取引を除く。)が条件付投資分野リストに追加された。

サイバーセキュリティ関連の商品やサービスを取り巻くリスクの増大に対処するため、サイバーセキュリティ関連の商品やサービスの取引条件について、政府が具体的な規則を定めることができるようになった。

### 3. 住宅法

- 住宅事業の開発要件

改正法により、次のことが明確となった。(i)商業用住宅事業は、宅地において、又は開発者の適法な使用权に基づき、国が土地の利用目的を宅地に転換することを認める他の種類の土地(非宅地)と宅地が組み合わさった土地においても、開発することができる。(ii)後者の土地で商業用住宅事業の開発が行われる場合、非宅地の宅地への転換は、原則承認及び投資承認(investor approval)を得た後でなければならない。

議会は、残念なことに、大いに期待されていた、非宅地のみを利用した住宅事業の開発を認める法律の改正案については否決した。当該改正により、非宅地の蓄積が進み、国の土地利用方針にマイナスの影響を与える可能性があることがその主な懸念点である。

### 4. 特別消費税法

- 電池式電気自動車に対する特別消費税の優遇税率

電池式電気自動車の国内外市場の発展を促進するため、改正法に基づき、電池式電気自動車に関して特別消費税の優遇措置が提供される。これに伴い、2027年2月28日までの間、電池式電気乗用車については、座席数に応じて1%から3%の優遇税率が適用され、その後、税率は4~11%に引き上げられる。貨物自動車については、2027年2月28日までは2%、それ以降は7%の優遇税率が適用される。

### 5. 官民連携パートナーシップによる投資に関する法律

- 政府開発援助(ODA)による融資及び外国スポンサーからの優先的融資により資金供与を受ける官民連携パートナーシップによる投資事業(以下「外資借入 PPP 事業」という。)の投資にかかる原則承認を付与する権限

PPP 法に基づき、すべての外資借入 PPP 事業は、首相より、投資についての仮承認を取得しなければならない。改正法は、この首相の権限の一部を下位機関に移すものである。具体的には、改正法の下では、公共投資法及びその下位規則に基づき、総投資額が「グループ A」事業と同等の外資借入 PPP 事業のみ、首相の承認を要する。

当該改正の結果、残りの外資借入 PPP 事業(「グループ B」や「グループ C」事業等)については、下位機関(大臣、中央当局その他の当局の長、省の人民評議会等)が投資にかかる仮承認を付与できることとなり、これらの事業の承認プロセスは加速し、よりシンプルなものとなることが予想される。

### 6. 電気法

- 民間経済セクターは、自ら出資し、建設した送電網を運用することが認められる。

国の電力系統による送電は、国の独占的な事業であるが、改正法により、民間経済セクターの投資家は、自ら出資し、建設した送電網を運用することができるようになった。

この改正により、2020年2月11日付決議 55-NQ/TW 号に基づき送電事業が国有化された後に、PPP 法に沿って送電網への投資と開発を誘致するために必要な法的な道筋が付けられた。

上記方針の透明性及び執行可能性を確保するため、改正法では、(i)全ての技術的条件及び基準が満たされることを条件に、いかなる経済セクターの投資家であれ、当該条件を満たした投資家が出資し建設した送電網に接続する権利を、国家の

送電担当機関に付与するとともに、(ii)当該機関が投資し、建設した送電網に、電力及びその生産・送電に関連する活動に従事する組織及び個人が接続する権利を確保する義務を当該機関に課すものである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範  
仁木覚志

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣  
舞田靖子

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi  
Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@nishimura.com  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com  
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介  
梅田賢

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 大矢和秀  
パートナー 今泉勇  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.4